

A. 法定相続手続 (遺産分割協議、家庭裁判所の調停・審判でない場合)

①	被相続人(亡くなられた方)さまの戸籍謄本一式 ただし、法定相続情報一覧図の写し(法務局発行)があれば不要です。
	被相続人さまが生まれたときから死亡されるまでの連続したものがが必要です。 戸籍を管外転籍されている場合(例えば徳島市⇒室戸市⇒高知市に転籍)は転籍前(室戸市、徳島市)の戸籍も必要となります。
	相続人さまが被相続人さまの兄弟姉妹の場合は、被相続人さまの父母の戸籍謄本もご用意ください。 兄弟姉妹が結婚・養子縁組・分籍等で父母の戸籍から除籍され、その後死亡されている場合は、除籍されたときからお亡くなりになったときまでの連続した戸籍謄本が必要です(兄弟姉妹の子、被相続人さまからみて甥、姪の確認)。
②	相続人さまの戸籍謄本
	相続人さまが被相続人さまの配偶者および長男、次男、長女、次女などの子供の場合は、上記①の戸籍で確認できるときは省略できる場合があります。
③	相続人さまの印鑑証明書
	市・区役所、町・村役場で発行され、発行から6ヶ月以内のものがが必要です。 相続人さまが海外に居住されている場合は、印鑑証明書に代わって現地の日本大使館、日本領事館や海外の公証人が発行する「サイン証明書」が必要となります。 なお、パスポートの提示による方法も可能です。
④	被相続人さまの預金通帳・証書・キャッシュカードなど、貸金庫契約の鍵または貸金庫カード
	ご提出いただきます。所在不明の場合は、別途手続が必要となりますので、なるべく、お探してください。
⑤	相続手続依頼書
	相続人さま全員のご住所・お名前の記入および実印の押印をお願いします。 ご住所・お名前は印鑑証明書どおり(番地・番・号・マンション名等)に、ご本人が自署してください。 実印は鮮明に押印してください。
⑥	相続預金等受取書・・・当行窓口にてお渡します。
	相続預金等を現金解約される場合に必要です。 上記⑤の相続手続依頼書の3で指定された代表者のご住所・お名前の記入および実印の押印をお願いします。
⑦	相続人さまの預金取引印
	被相続人さまの定期預金等を解約(払戻・売却)せず名義変更される場合に必要となります。